富岡町夜の森地区中核拠点商業施設整備・運営事業

基本契約書

（案）

令和　年　月　日

富岡町

富岡町夜の森地区中核拠点商業施設整備・運営事業 基本契約書

　富岡町夜の森地区中核拠点商業施設整備・運営事業に関して、富岡町（以下「発注者」という。）と、【構成企業名】、【構成企業名】及び【構成企業名】（以下、総称して又は個別に「構成企業」又は「優先交渉権者」といい、うち【代表企業名】を「代表企業」という。）とは、当該事業に係る基本的な事項について合意し、この富岡町夜の森地区中核拠点商業施設整備・運営事業基本契約書（以下「本基本契約」という。）を締結する。

　なお、本基本契約において使用される用語は、本基本契約に特段の規定がある場合又は文脈上別異に解すべき場合を除き、富岡町夜の森地区中核拠点商業施設整備事業公募要領（以下「公募要領」という。）において定義し、又は記載されたところによる。

本基本契約の対象となる事業の表示

１事業名　　富岡町夜の森地区中核拠点商業施設整備・運営事業

２事業場所 富岡町夜の森北１丁目３２番地の１

３事業期間 事業契約の本契約成立日～令和２０年３月３１日

（１）設計・建設期間：事業契約の本契約成立日～令和１０年３月　日

（２）維持管理・運営期間（商業施設部分）：令和１０年４月１日～令和２０年３月３１日

本件事業について、本基本契約の発注者及び優先交渉権者は、各々対等な立場における合意に基づいて、富岡町財務規則（昭和５７年富岡町規則第１５号。その後の改正を含む。）及び以下に定める契約条項によって、公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

ただし、本件事業に係る工事請負契約並びに指定管理基本協定の締結について富岡町議会の議決又は同意を得られなかった場合は、この契約を無効とし、その場合において発注者は一切の責任を負わない。

本基本契約の証として、本書の原本●通を作成し、発注者及び優先交渉権者が各自記名押印の上、各自１通を保有するものとする。

令和●年●月●日

（発注者）富岡町大字本岡字王塚６２２番地の１

富岡町長

（優先交渉権者）

（構成企業（代表企業））

［所在地］

［商号又は名称］

［代表者氏名］

（構成企業）

［所在地］

［商号又は名称］

［代表者氏名］

（構成企業）

［所在地］

［商号又は名称］

［代表者氏名］

（構成企業）

［所在地］

［商号又は名称］

［代表者氏名］

富岡町夜の森地区中核拠点商業施設整備・運営事業 基本契約書

目 次

第１条　（目的）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　５

第２条　（公共性及び民間事業の趣旨の尊重）　　　　　　　　　　　　　　　　　５

第３条　（事業の概要）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　５

第４条　（公募要領等の優先順位）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　５

第５条　（優先交渉権者の役割分担）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　６

第６条　（契約の締結）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　６

第７条　（事業契約）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　８

第８条　（特定建設工事共同企業体の組成）　　　　　　　　　　　　　　　　　　８

第９条　（設計業務・建設業務・工事監理業務）　　　　　　　　　　　　　　　　８

第１０条　（維持管理運営業務）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　８

第１１条　（再委託等）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　８

第１２条　（賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更）　　　　　　　　　　８

第１３条　（公募要領等の未達に関する責任）　　　　　　　　　　　　　　　　　９

第１４条　（建設共同企業体の解散時に対する措置）　　　　　　　　　　　　　１０

第１５条　（権利義務の譲渡等の禁止）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　１０

第１６条　（損害賠償）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　１０

第１７条　（有効期間）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　１０

第１８条　（秘密保持）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　１０

第１９条　（個人情報の保護）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　１１

第２０条　（知的財産権の帰属）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　１２

第２１条　（準拠法及び管轄裁判所）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　１２

第２２条　（疑義の決定）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　１２

発注者は、富岡町夜の森地区中核拠点商業施設整備・運営事業（以下「本件事業」という。）の設計・建設及び維持管理・運営について、民間事業者のノウハウの活用により、効率的かつ効果的に実施するとともに、町内居住者の買い物環境を整え、住民の憩いと交流の場を提供することを目的に、本件事業について、令和７年６月２日に公募要領の公表を行った。

発注者は、公募要領等に従い、提案書その他の関連書類を審査した事業者選定委員会による審査の結果を踏まえ、【グループ名】を優先交渉事業者として決定した。

発注者及び優先交渉権者は、上記の経緯のもと、本件事業の全般にわたる事項及び本件事業に係る当事者間の基本的事項について合意するために、本基本契約を締結するものである。

**（目的）**

第１条　本基本契約は、発注者及び優先交渉権者が相互に協力し、本件事業を円滑に実

施するために必要な基本的事項を定めることを目的とする。

**（公共性及び民間事業の趣旨の尊重）**

第２条　優先交渉権者は、本件事業が公共性を有することを十分理解し、本件事業の実

施に当たっては、その趣旨を尊重するものとする。

２　発注者は、本件事業が民間事業者によって実施されることを十分に理解し、その趣

旨を尊重するものとする。

**（事業の概要）**

第３条　本件事業の概要は、別紙１第１項記載のとおりとする。

２　本件事業の日程は、別紙１第２項記載の日程（以下「事業日程」という。）のとお

りとする。

**（公募要領等の優先順位）**

第４条　本基本契約、基本・実施設計業務委託契約、建設工事請負契約、指定管理者基

本協定、工事監理業務委託契約、公募要領、要求水準書等（質問回答書（要求水準書

等に関する質問書への回答の結果を総称していう。以下同じ。）、公募要領を総称し

ていう。以下同じ。）、公募要領に従い令和●年●月●日付けで委託者に提出した提

案書（その後の変更を含み、以下「提案書」という。）の間に齟齬がある場合、本基

本契約、設計業務委託契約、建設工事請負契約、工事監理業務委託契約、指定管理者基本協定、質問回答書、要求水準書、公募要領、提案書の順にその解釈が優先するものとする。ただし、発注者と優先交渉権者が協議の上、提案書の記載内容が公募要領等を上回ると確認した場合には、当該部分については提案書の記載が公募要領等に優先するものとする。

２　優先交渉権者が本件事業の公募要領に基づき提出した提案書に記載された内容は、優先交渉権者に履行義務があるものとする。ただし、発注者の判断により履行義務としない場合がある。

３　優先交渉権者は、富岡町富岡町夜の森地区中核拠点商業施設整備運営事業者選定委員会が優先交渉権者の提案書に対して示した要望、指摘等を実現するよう努めるものとする。

**（優先交渉権者の役割分担）**

第５条　本件事業の遂行について、優先交渉権者を構成する者は、それぞれ、次の各号

に掲げる役割及び業務実施責任を負うものとし、その責任の範囲内において本件事業

を実施するものとする。

1. 本件事業の設計に関する一切の業務（以下「設計業務」という。）は設計企業

これを請け負い、本件事業の建設に関する一切の業務（以下「建設業務」という。）は建設企業がこれを請け負い、及び本件事業の工事監理に関する一切の業務（以下「工事監理業務」という。）は工事監理企業がこれを請け負う。

（２）本件事業の維持管理及び運営に関する一切の業務（以下「維持管理運営業務」と

いう。）は、維持管理運営企業がこれを受託する。

**（契約の締結）**第６条　発注者及び優先交渉権者は、当該事業契約の締結を前提として、本件事業の

実施に必要な協議および調整を誠実に行うものとする。

**（事業契約）**

第７条　発注者及び優先交渉権者は、本基本契約に基づく協議・調整を経て、発注者と

の間で本件事業に係る事業契約（設計業務委託契約、工事請負契約、工事監理

業務委託契約、指定管理基本協定等）を本基本契約の締結日以降に締結するものと

し、本件事業の実施に必要な協議および調整を誠実に行うものとする。

２　発注者、建設企業、設計企業及び工事監理企業は、設計業務、建設業務及び工事監理業務の請負契約を締結する。

３　発注者、維持管理運営企業は、発注者並びに維持管理運営企業が別途合意した期日

までに、本件事業の維持管理運営業務に関し、指定管理基本協定を締結する。

４　前二項の規定にかかわらず、本基本契約の本契約成立以降に、発注者は、本件事業

に関し、優先交渉権者を構成する各当事者の全部若しくは一部が公募要領において定

められた参加資格を欠くこととなった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合

は、優先交渉権者に書面により通知することにより、未締結の事業契約に関し、契

約を締結せず、若しくは本契約として成立させないことができ、又は締結済みの各事

業契約を解除することができる。このうち、優先交渉権者を構成する各当事者のいず

れかが次の各号のいずれかに該当する場合において、優先交渉権者は、発注者の請求

があった場合には、【本件事業の提案価格（税抜）を記載】並びにこれに係る消費税

及び地方消費税の合計額の１０分の１に相当する金額の違約金を発注者に支払う義務

を連帯して負うものとする。なお、当該違約金の定めは、損害賠償額の予定ではな

く、債務不履行により発注者が被った損害のうち、当該違約金により填補されないも

のがあるときは、その部分について発注者が優先交渉権者に対して損害賠償の請求を

行うことを妨げないものとする。この場合、かかる優先交渉権者の損害賠償債務も連

帯債務となるものとする。

1. 優先交渉権者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法

律第５４号。その後の改正を含む。以下「独占禁止法」という。）第３条の規定に違

反し、又は優先交渉権者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第８条第１号の

規定に違反したことにより、公正取引委員会が優先交渉権者に対し、独占禁止法第７

条の２第１項（独占禁止法第８条の３において準用する場合を含む。）の規定に基づ

く課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定した

とき（確定した当該納付命令が独占禁止法第６３条第２項の規定により取り消された

場合を含む。以下本項において同じ。）

1. 納付命令又は独占禁止法第７条若しくは第８条の２の規定に基づく排除措置命令

（これらの命令が優先交渉権者又は優先交渉権者が構成事業者である事業団体（以下

本項において「優先交渉権者等」という。）に対して行われたときは、優先交渉権者

等に対する命令で確定したものをいい、優先交渉権者等に対して行われていないとき

は、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号にお

いて、「納付命令又は排除措置命令」という。）において、本件事業の優先交渉事業

者選定手続に関し、独占禁止法第３条又は第８条第１号の規定に違反する行為の実行

としての事業活動があったとされたとき。

1. 納付命令又は排除措置命令により、優先交渉権者等に独占禁止法第３条又は第８

条第１号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象と

なった取引分野が示された場合において、本件事業の優先交渉事業者選定手続が、当

該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が優先交渉権者に対し納

付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎で

ある当該違反する行為の実行期間を除く。）に行われたものであり、かつ、当該取引

分野に該当するものであるとき。

1. 優先交渉権者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治４

０年法律第４５号。その後の改正を含む。）第９６条の６又は独占禁止法第８９条第

１項若しくは第９５条第１項第１号に規定する刑が確定したとき。

1. 他の事業契約が優先交渉権者のうち当該事業契約の当事者となる者の責めに

帰すべき事由により解除されたとき。

５　第１項から第４項までの規定にかかわらず、本基本契約の本契約成立以降に、優先交渉権者を構成する各当事者の全部又は一部が次の各号のいずれかに該当する場合、発注者は、優先交渉権者に書面により通知することにより、未締結の事業契約に関し、契約を締結せず、若しくは本契約として成立させないことができ、又は締結済みの事業契約を解除することができる。この場合において、優先交渉権者は、発注者の請求に基づき、【本件事業の提案価格（税抜）を記載】並びにこれに係る消費税及び地方消費税の１０分の１に相当する金額の違約金を発注者に支払う義務を連帯して負担するものとする。なお、当該違約金の定めは、損害賠償額の予定ではなく、債務不履行により発注者が被った損害のうち、当該違約金により填補されないものがあるときは、その部分について発注者が優先交渉権者に対して損害賠償の請求を行うことを妨げないものとする。この場合、かかる優先交渉権者の損害賠償債務も連帯債務となるものとする。

（１）暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。その後の改正を含む。）第２条第６号に定める暴力団員と認められるとき。

（２）福島県暴力団排除条例（平成２２年福島県条例第７５号。その後の改正を含む。以下「県条例」という。）第２３条第１項に違反したと認められるとき。

（３）県条例第２３条第２項に違反したと認められるとき。

（４）暴力団員等と密接な関係を有していると認められるとき。

（５）下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方が第１号から第４号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

（６）第１号から第４号のいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（第５号に該当する場合を除く。）に、発注者が優先交渉権者に対して当該契約の解除を求め、優先交渉権者がこれに従わなかったとき。

**（特定建設工事共同企業体の組成）**

第８条　建設企業は、建設業務を請け負うに当たり、建設企業を構成する複数の企業からなる特定建設工事共同企業体（以下「建設共同企業体」という。）を組成することができる。

２　建設共同企業体の組成する場合は、運営に関し建設共同企業体協定書を締結の上、その原本証明付写しを発注者に提出するものとする。

３　前項に規定する建設共同企業体協定書に変更があったときは、その都度遅滞なく、変更後の建設共同企業体協定書の原本証明付写しその他変更内容を証する書面を併せて発注者に提出するものとする。

**（****設計業務・建設業務・工事監理業務）**

第９条　設計業務、建設業務及び工事監理業務の概要は、別紙１第３項記載のとおりとする。

２　前項に規定するほか、設計業務、建設業務及び工事監理業務の詳細は、富岡町夜の森地区中核拠点商業施設業務要求水準書に定めるところに従うものとする。

**（維持管理運営業務）**

第１０条　維持管理運営業務の概要は、別紙１第４項記載のとおりとする。

２　前項の規定によるほか、維持管理運営業務の詳細は、指定管理基本協定の定めるところに従うものとする。

**（再委託等）**

第１１条　建設工事請負契約、又は指定管理基本協定に基づき受託し又は請け負った業務に関し、設計企業、建設企業、工事監理企業、維持管理運営企業は、合理的に必要と認められる部分につき、建設工事請負契約、指定管理基本協定の定めるところに従って第三者に委託し又は請け負わせることができるものとする。

**（****建設工事請負契約における賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更）**

第１２条　事業契約期間内かつ基本契約締結の日から１２月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不適当となったと認めたときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

２　発注者及び優先交渉権者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額（請負代金額から当該請求時の出来形部分に相応する請負代金額を控除した額をいう。以下同じ。）と変動後残工事代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下同じ。）との差額のうち変動前残工事代金額の１，０００分の１５を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。

３　変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者優先交渉権者協議して定める。ただし、協議開始の日から１４日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、優先交渉権者に通知する。

４　第１項の規定による請求は、この条の規定により請負代金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合においては、同項中「請負契約締結の日」とあるのは「直前のこの条に基づく請負代金額変更の基準とした日」とするものとする。

５　特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不適当となったときは、発注者又は優先交渉権者は、前各項の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。

６　予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不適当となったときは、発注者又は優先交渉権者は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。

７　前２項の場合において、請負代金額の変更額については、発注者優先交渉権者協議して定める。ただし、協議開始の日から１４日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、優先交渉権者に通知する。

８　第３項及び前項の協議開始の日については、発注者が優先交渉権者の意見を聴いて定め、優先交渉権者に通知しなければならない。ただし、発注者が第１項、第５項又は第６項の請求を行った日又は受けた日から７日以内に協議開始の日を通知しない場合には、優先交渉権者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

**（公募要領等の未達に関する責任）**

第１３条　富岡町工事請負契約約款第５７条第１項の規定による引渡しを受けた日から２年を経過するまでの期間中に本件事業について公募要領等の未達が発生した場合（本件事業が　種類又は品質に関して契約の内容に適合しないこと（以下「契約不適合」という。）を含む。）には、設計企業、建設企業及び工事監理企業は、当該未達状態に関して運営企業が指定管理基本協定上負担する維持管理運営業務に関する義務その他の債務について、連帯してこれを負担する。

２　設計企業、建設企業及び工事監理企業並びに維持管理運営企業は、本件事業について前項の未達状態が発生した原因が、本件事業の契約不適合によるのか又は維持管理運営企業の義務の不履行によるのか判別できないことを理由として、前項の規定による義務の負担を免れることはできない。

３　本件事業について第１項の未達状態が発生した原因が、建設工事完了日の翌日以降に発生した不可抗力（本件事業の契約不適合は含まれない。）又は設計企業、建設企業及び工事監理企業並びに維持管理運営企業以外の者（ただし、その者の責めに帰すべき事由が、建設工事請負契約又は指定管理基本協定の規定により設計企業、建設事業者若しくは工事監理企業又は維持管理運営企業の責めに帰すべき事由とみなされる者を除く。）の責めに帰すべき事由によることを、設計企業、建設企業若しくは工事監理企業又は維持管理運営企業が明らかにした場合には、第１項の規定は適用しない。

**（建設共同企業体の解散時に対する措置）**

第１４条　建設共同企業体が解散した場合も、建設共同企業体の構成員は、連帯して本基本契約において建設企業が負うものとされる義務及び責任を負うものとする。

**（権利義務の譲渡等の禁止）**

第１５条　発注者及び優先交渉権者は、相手方の事前の書面による承諾なく、本基本契約上の権利義務について、第三者への譲渡、担保権の設定その他の処分（これらの予約も含む。）をしてはならない。

２　発注者は、優先交渉権者が前項の規定に違反して本基本契約上の権利につき譲渡その他の処分をしたときは、直ちに事業契約を解除することができる。

**（損害賠償）**

第１６条　本基本契約の各当事者は、本基本契約上の義務を履行しないことにより他の当事者に損害を与えた場合、その損害の一切を賠償しなければならない。この場合において、優先交渉権者のいずれかの債務不履行に起因して発注者に損害を与えた場合には、優先交渉権者は、発注者に対し、連帯してその損害の一切を賠償するものとする。

**（有効期間）**

第１７条　本基本契約の有効期間は、基本契約締結日から事業期間の満了日を終期とする期間とし、当該期間内において当事者を法的に拘束するものとする。

２　前項の規定にかかわらず、本基本契約を除く事業契約の全てが終了した日をもって本基本契約は終了するものとする。ただし、本基本契約の終了後も、前二条、第１６条及び第１７条の規定は有効に存続し、当事者を法的に拘束し続けるものとする。

３　前二項の規定にかかわらず、本基本契約の終了時において既に発生していた義務若しくは責任又は本基本契約の終了前の作為・不作為に基づき本基本契約の終了後に発生した本基本契約に基づく義務若しくは責任は、本基本契約の終了によっても免除されないものとする。

**（秘密保持）**

第１８条　発注者及び優先交渉権者は、本基本契約又は本件事業に関連して相手方から受領した情報（以下「秘密情報」という。）を秘密として保持するとともに、責任をもって管理し、本基本契約の履行又は本件事業の遂行以外の目的で使用してはならず、本基本契約に別段の定めがある場合を除いては、相手方の事前の書面による承諾なしに第三者に開示してはならない。

２　次の各号に掲げる情報は、前項の秘密情報に含まれないものとする。

（１）開示の時に公知である情報

（２）開示される前に自ら正当に保持していたことを証明できる情報

（３）開示の後に発注者及び優先交渉権者のいずれの責めに帰すことのできない事由により公知となった情報

（４）開示の後に開示した当事者の責めに帰すべき事由により公知となった情報

（５）開示を受けた当事者が、第三者から秘密保持義務を負うことなく入手した情報

（６）発注者及び優先交渉権者が本基本契約に基づく秘密保持義務の対象としないことを書面により承諾した情報

３　第１項の規定にかかわらず、発注者及び優先交渉権者は、次の各号に掲げる場合には相手方の承諾を要することなく、相手方に対する事前の通知を行うことにより、秘密情報を開示することができる。ただし、相手方に対する事前の通知を行うことが、権限ある関係当局による犯罪捜査等へ支障を来たす場合は、かかる事前の通知を行うことを要しない。

（１）弁護士、公認会計士、税理士、国家公務員等の法令上の守秘義務を負担する者に開示する場合

（２）法令に従い開示が要求される場合

（３）権限ある官公署の命令に従う場合

（４）発注者につき守秘義務契約を締結した発注者のアドバイザーに開示する場合

４　発注者は、前各項の規定にかかわらず、本件事業に関して知り得た行政情報に含まれるべき情報に関し、法令その他発注者の定める諸規定に従って情報公開その他の必要な措置を講じることができる。

**（個人情報の保護）**

第１９条　優先交渉権者は、本基本契約の履行に当たり、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号。その後の改正を含む。）の規定に従い、発注者が提供した資料等に記載された個人情報及び当該情報から優先交渉権者が作成し又は取得した個人情報（以下「個人情報」という。）の適切な管理のために、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

1. 個人情報の保管及び管理について、漏洩、毀損、滅失及び改ざんを防止しなけれ

ばならない。

（２）本基本契約の目的以外の目的に個人情報を利用し、又は提供してはならない。

（３）個人情報を第三者に提供し、又は譲渡してはならない。

（４）発注者の指示又は承諾があるときを除き、発注者から提供された個人情報が記録された文書等を複写し、又は複製してはならない。

（５）個人情報の授受は、発注者の指定する方法により、発注者の指定する職員と優先交渉権者の指定する者の間で行うものとする。

（６）本基本契約の履行が完了したときは直ちに、個人情報が記録された文書等を発注者に引き渡さなければならない。ただし、発注者が別に方法を指示したときは、当該方法によるものとする。

（７）本件事業に係る業務に従事する者に対し、当該業務に従事している期間のみならず、従事しないこととなったとき以降においても、知り得た個人情報を他人に知らせ、不当な目的に利用しない等、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

（８）個人情報の適正な管理を行うために管理者を置き、発注者に報告しなければならない。

（９）本条各号に違反する事態が生じたとき若しくは生ずる恐れがあることを知ったとき、又は個人情報の取扱いに関し苦情等があったときは、直ちに発注者に報告するとともに、発注者の指示に従うものとする。

（１０）優先交渉権者の責めに帰すべき事由により、個人情報が漏洩又は破損する等、発注者又は第三者に損害を与えたときは、損害賠償の責任を負うものとする。

**（知的財産権の帰属）**第２０条　事業契約に基づき優先交渉権者が作成する成果物に関する著作権その他一

切の知的財産権は、原則として発注者に帰属する。ただし、優先交渉権者が事前に自己の権利として明示した設計図書、マニュアル等の知的財産はこの限りでない。

２　発注者は、優先交渉権者の事前の書面による承諾なく、前項に基づき取得した成果

物を第三者に再使用し、または営利目的で利用してはならない。

**（準拠法及び管轄裁判所）**

第２１条　本基本契約は、日本国の法令等に準拠するものとする。

２　注者及び優先交渉権者は、本基本契約に関して生じた当事者間の紛争について、第

一審の専属的合意管轄裁判所を福島地方裁判所とすることに合意するものとする。

**（疑義の決定）**

第２２条　本基本契約に定めのない事項又は本基本契約について疑義が生じたときは、

発注者・優先交渉権者協議の上、決定するものとする。

別紙１（第３条、第９条、第１０条関係）

**本件事業の概要**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| １ | 本件事業の概要 |  |
| ２ | 事業日程 |  |
| ３ | 設計業務、建設業務及び工事監理業務の概要 |  |
| ４ | 維持管理運営業務の概要 |  |
|  | **（ 締結時に公募要領等及び提案書の内容を踏まえ記載致します。** | **）** |